

社会福祉法人 いなかわ福祉会

「介護職員等特定処遇改善加算」について

処遇改善加算とは、介護職員の賃金向上を目的に介護報酬を加算して支給する制度です。

令和元年 10 月の介護報酬改定において新たに「介護職員等特定加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること、という 3 つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算の取得状況及び処遇改善における取組(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

*加算取得状況

事業所の名称	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ヘルパーステーション	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ヘルパーステーション花ごころ	加算Ⅰ	加算Ⅰ
いなかわ障害福祉サービス事業所	加算Ⅰ	—
ケアセンターいなかわデイサービス	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ケアセンターいなかわショートステイ	加算Ⅰ	加算Ⅰ
いなかわ障害サービス事業所	加算Ⅰ	—
特別養護老人ホーム健寿苑	加算Ⅰ	加算Ⅰ
特別養護老人ホーム健寿苑短期入所生活介護事業所	加算Ⅰ	加算Ⅰ
健寿苑サテライト型特別養護老人ホームスマイルケアみつなし	加算Ⅰ	加算Ⅰ
スマイルケアみつなし 小規模多機能型居宅介護	加算Ⅰ	加算Ⅰ
ヘルスカフェ舞夢	加算Ⅰ	加算Ⅰ

*職場環境等要件

分類	内容	実施事項
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士資格等取得支援制度運用規定(平成29年4月1日から施行)介護職員実務者研修等受講費最大10万円を補助する。 スクーリング期間のサービス免除の付与。 ・喀痰吸引研修、サービス提供責任者研修等受講実績あり。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が相談窓口となり、本人が望む勤務形態変更や配置転換の実績がある ・出産休暇時給与全額保証。休職法上回る制度あり。
その他	非正規職員から正規職員への転換	人事考課にて職員へ登用